

議第76号

滋賀県立アイスアリーナの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成31年 2月15日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県立アイスアリーナの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県立アイスアリーナの設置および管理に関する条例（平成12年滋賀県条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1項第1号の表中「11,900」を「12,700」に、「23,900」を「25,600」に、「83,400」を「89,200」に、「47,600」を「50,900」に、「119,000」を「127,000」に、「239,000」を

「256,000」に改め、同項第2号の表中

円		円
600	を	640

に、「6,000」を「6,400」に、「710」を「760」に、「7,100」を「7,600」に、「950」を「1,020」に、「9,500」を「10,200」に、「1,190」を「1,270」に、「11,900」を「12,700」に、「1,430」を「1,530」に、「14,300」を「15,300」に、「1,660」を「1,780」に、「16,600」を「17,800」に、「480」を「510」に、「570」を「610」に、「760」を「810」に、「1,140」を「1,220」に、「1,340」を「1,430」に改め、別表第2項第1号の表中「6,800」を「7,270」に、「10,500」を「11,200」に、「13,600」を「14,500」に、「21,000」を「22,500」に、「27,100」を「29,000」に、「48,200」を「51,500」に、「74,200」を「79,400」に、「96,700」を「103,000」に、「42,100」を「45,000」に、「54,400」を「58,200」に、「68,000」を「72,700」に、「105,000」を「112,000」に、「136,000」を「145,000」に、「210,000」を「225,000」に、「271,000」を「290,000」に改め、同項第2号の表中「240」を「260」に、「380」を「410」に、「540」を「580」に改め、別表第3項第1号の表中「840」を「900」に、「600」を「640」に改め、同項第2号の表中「2,340」を「2,500」に、「3,830」を「4,100」に、「4,580」を「4,900」に、「1,360」を「1,450」に、「1,980」を「2,120」に、「2,220」を「2,370」に改める。

付 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。